

答申(個)第13号
平成24年(2012年)9月10日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 亘 理 格

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について (答申)

平成24年7月13日付け札中央保一第427号、第428号及び第429号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「自分の生活保護ケース台帳」の一部開示決定処分に対する異議申立て

諮問(個)第12号
第13号
第14号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った「自分の生活保護ケース台帳」の個人情報開示請求に対する各一部開示決定処分（以下「原決定」という。）について、諮問庁が異議申立てを受けて開示すべきと判断する部分を除いた非開示部分をなお非開示とすることは妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

異議申立人は、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、次のとおり3件の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行い、諮問庁の行った原決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、各異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

1 平成24年2月1日付け開示請求

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
自分の生活保護ケース台帳（平成24年2月1日までの分）
- (2) 一部開示決定年月日
平成24年3月5日（平成24年3月6日付け札中央保一第1149号により通知）
- (3) 非開示理由
条例第16条第3号及び第7号ウに該当
- (4) 異議申立て年月日
平成24年3月12日

2 平成24年2月21日付け開示請求

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
自分の生活保護ケース台帳（平成24年2月2日から同月21日までの分）
- (2) 一部開示決定年月日
平成24年3月5日（平成24年3月6日付け札中央保一第1150号により通知）
- (3) 非開示理由
条例第16条第7号ウに該当
- (4) 異議申立て年月日
平成24年3月12日

3 平成24年3月12日付け開示請求

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容

- 自分の生活保護ケース台帳（平成24年2月22日から同年3月12日までの分）
- (2) 一部開示決定年月日
平成24年3月23日（平成24年3月26日付け札中央保一第1218号により通知）
 - (3) 非開示理由
条例第16条第7号ウに該当
 - (4) 異議申立て年月日
平成24年3月29日

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本来条例の目的は個人の権利利益にある。
- (2) 「事務の適正な遂行に支障が生ずる」とは言えない。
- (3) 諸々の情報が正しくスムーズに伝わらない。
- (4) 情報が開示されないことによるリスク（恣意的な適用・運用の懸念）によって、結果、逆に「事務の適正な執行に支障が生ずる」こともありえる。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

(1) 異議申立人以外の個人に関する情報

「フェースシート」、「実態調査書」、「平成24年度ケース検討票」、「扶養届」、「扶養義務照会決定書」、「保護台帳（美唄市）」、「扶養義務者状況（美唄市）」、「ケース記録表（美唄市）」中の異議申立人以外の個人に関する情報

(2) ケース格付等

「保護台帳の表紙」、「保護決定調書」、「実態調査補足」、「平成24年度ケース検討票」、「保護台帳（美唄市）」、「援助方針（美唄市）」、「ケース記録（平成24年2月20日）」中のケース格付及び自立類型記載部分

(3) 評価・所見にかかわる記載部分

「面接記録票」、「ケース記録表（美唄市）」中の生活保護事務に係る評価・所見にかかわる記載部分

(4) 調査にかかわる記載部分

「資産照会に対する回答書」、「生活保護法による要保護者の預（貯）金状況の調査について（回答）」、「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「生活保護法第29条による要保護者の所得状況の調査について（依頼）」、「ケース記録表（美唄市）」、「ケース記録（美唄市）（平成23年2月28日）」、「資産照会回答状況確認表」中の生活保

護事務に係る調査にかかわる記載部分

2 本件異議申立ての対象となる個人情報情報を非開示とする理由について

(1) 条例第16条第3号該当性について

本件異議申立ての対象となる個人情報のうち、ケース記録等資料に記された非開示部分は、異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別できるものである。また、当該情報は、条例第16条第3号ただし書アからウに定める情報には該当しない。

したがって、条例第16条第3号本文に該当すると認められるため、非開示とした。

(2) 条例第16条第7号ウ該当性について

生活保護行政を実施する上で作成されるケース記録等の資料には、単なる客観的事実にとどまらず、異議申立人の人物評価や問題指摘及び評価、所見が含まれている。これらを開示することにより、異議申立人本人との信頼関係が損なわれ、今後の十分な指導、援助等が困難となるおそれがあり、ひいては生活保護担当課における被保護者に対する適正な評価、指導、相談等の業務が制約され、今後の生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすと考えられる。

また、ケース記録等の資料には、生活保護事務において被保護者に対する指導及び相談を行う上で必要な情報であって調査等により得られた情報が含まれている。これらを開示することにより、生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、その結果、生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって、条例第16条第7号ウに該当すると認められるため、非開示とした。

(3) 原決定の一部変更について

本件異議申立てを受けて再度検討した結果、「保護台帳（美唄市）」中のケース格付及び自立類型記載欄の項目名部分については、様式で定められた記載であり、美唄市において公にしている部分であることから、開示することにより生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすとは認められず、当該部分は条例第16条第7号ウに該当しないため、当該部分を開示することとした。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、諮問庁が上記第4の2(3)のとおり開示としている部分を除いた、諮問庁がなお原決定を維持すべきとする部分について検討する。

2 当審査会の検討対象となる個人情報について

本件異議申立てに対して当審査会の検討の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、上記第4の1に記載した本件異議申立ての対象となる個人情報のうち、諮問庁が本件異議申立てを受けて開示すべきと判断している「保護台帳（美唄市）」中のケース格付及び自立類型記載欄の項目名部分を除いた、次の情報であると認められる。

(1) 異議申立人以外の個人に関する情報

「フェースシート」、「実態調査書」、「平成24年度ケース検討票」、「扶養届」、「扶養義務照会決定書」、「保護台帳（美唄市）」、「扶養義務者状況（美唄市）」、「ケース記録表（美唄市）」中の異議申立人以外の個人に関する情報

(2) ケース格付等

「保護台帳の表紙」、「保護決定調書」、「実態調査補足」、「平成24年度ケース検討票」、「保護台帳（美唄市）（ケース格付及び自立類型記載欄の項目名部分を除く）」、「援助方針（美唄市）」、「ケース記録（平成24年2月20日）」中のケース格付及び自立類型記載部分

(3) 評価・所見にかかわる記載部分

「面接記録票」、「ケース記録表（美唄市）」中の生活保護事務に係る評価・所見にかかわる記載部分

(4) 調査にかかわる記載部分

「資産照会に対する回答書」、「生活保護法による要保護者の預（貯）金状況の調査について（回答）」、「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「生活保護法第29条による要保護者の所得状況の調査について（依頼）」、「ケース記録表（美唄市）」、「ケース記録（美唄市）（平成23年2月28日）」、「資産照会回答状況確認表」中の生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分

3 条例第16条第3号の該当性について

(1) 本号は、開示請求者である異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものについては、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報を除き、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) 「フェースシート」、「保護台帳（美唄市）（扶養義務者の状況欄）」、「扶養義務者状況（美唄市）（TEL 欄）」中の非開示部分は、被保護者である異議申立人が申告している以外の扶養義務者の情報であり、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

(3) また、「実態調査書」、「平成24年度ケース検討票（扶養照会欄）」、「扶養届」、「扶養義務照会決定書」、「扶養義務者状況（美唄市）（回答日欄及び回答内容欄）」、「ケース記録表（美唄市）（扶養義務者の状況欄、担当者意見欄、補足記載事項欄）」中の非開示部分は、扶養義務者への照会に対する回答年月日、回答内容、扶養の可否、当該世帯の状況等であり、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

(4) なお、これらの情報は、異議申立人が当然知り得ているもの、開示されること

を前提に当該異議申立人以外の個人から提供を受け、又は調査により取得しているものではないため、非開示の例外を定めている本号アには該当せず、本号イ及びウに該当しないことは明らかである。

(5) したがって、これらの情報が本号に該当するとして非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) ケース格付等について

本件対象個人情報のうち、「保護台帳の表紙」、「保護決定調書」、「実態調査補足」、「平成24年度ケース検討票（ケース格付欄）」、「保護台帳（美唄市）（ケース格付及び自立類型記載欄、項目名部分を除く）」、「援助方針（美唄市）」、「ケース記録（平成24年2月20日）」中のケース格付及び自立類型は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したもの及び被保護世帯の自立の見込み、可能性を格付して記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものかどうかについては、ケース格付等は、そもそも被保護者に対して保護を実施する上で決定される援助方針等に基づいた一定の評価であることから、これを開示すると異議申立人にケース格付等に対する意見の相違に基づく誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

(3) 評価・所見にかかわる記載部分について

本件対象個人情報のうち、「面接記録票」、「ケース記録表（美唄市）（その他特記事項欄）」中の非開示部分は、生活保護事務において異議申立人と面接した担当者による異議申立人の評価、担当者の所見を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの部分を開示すると、異議申立人に誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。さらに、開示することが前提となると、今後担当者が被保護者に対する評価・所見等についてありのままに記載することをためらい、その結果、各記録が形骸化するおそれもある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当で

ある。

(4) 調査にかかわる記載部分について

本件対象個人情報のうち、「資産照会に対する回答書」、「生活保護法による要保護者の預（貯）金状況の調査について（回答）」、「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「生活保護法第29条による要保護者の所得状況の調査について（依頼）」、「ケース記録表（美唄市）（資産の状況欄）」、「ケース記録（美唄市）（平成23年2月28日）」、「資産照会回答状況確認表」中の非開示部分は、生活保護の要否判定を実施するうえでの必要な調査にかかわる情報が記載されていることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報は、守秘義務を前提とした信頼関係に基づき関係機関から任意で提供されたものであり、開示を前提としていない。このため、これらの情報を開示することにより、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後その理解と協力が得られなくなるおそれがあるばかりでなく、本市が生活保護の要否判定のために実施する調査手法が明らかとなり、今後の生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じると考えられる。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成24年7月17日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成24年7月20日	異議申立人に諮問庁の一部開示理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成24年8月6日 (第101回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成24年8月23日 (第102回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成24年9月6日 (第103回審査会)	審議
平成24年9月10日	答申